

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
実証事業委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 <u>2025年 3月28日改正</u> （目 次） 1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 2. 実証事業委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第23条） 第5章 成果の取扱（第24条－第25条） 第6章 雑則（第26条－第44条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>別紙</u> （4）<u>実証事業委託費積算基準</u> 1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 （略） 2. 実証事業委託契約約款 （1）約款本文	実証事業委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 （目 次） 1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 2. 実証事業委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第23条） 第5章 成果の取扱（第24条－第25条） 第6章 雑則（第26条－第44条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>実証事業委託契約約款別表</u> （4）<u>実証事業委託費積算基準</u> 1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 （略） 2. 実証事業委託契約約款 （1）約款本文

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
第1条 ～ 第10条 （略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項 ～ 第2項 （略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>遅滞なく</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項 （略） 第12条 ～ 第13条 （略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>別紙に定める</u>書類その他甲が<u>別に定める</u>書類等を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第15条 ～ 第19条 （略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した<u>取得</u>財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認める	第1条 ～ 第10条 （略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項 ～ 第2項 （略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>受理した日から10日以内に</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項 （略） 第12条 ～ 第13条 （略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>実証事業委託契約約款別表に掲げる</u>書類その他甲が<u>あらかじめ指定する</u>書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第15条 ～ 第19条 （略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものと

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
ものとする。 第2項 ～ 第9項 （略） 10 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生<u>等</u>が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 11 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分<u>等</u>の方法について、乙に指示をするものとする。 12 乙は、前項の規定により副生物<u>の処分等を</u>した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。 第20条の2 ～ 第33条 （略） （外国法人の特例） 第33条の2 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>本条</u>に規定するところによる。 <u>2</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>3</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>4</u> <u>本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であつても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u> <u>5</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>6</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡	する。 第2項 ～ 第9項 （略） 10 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 11 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。 12 乙は、前項の規定により副生物<u>を</u>処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない 第20条の2 ～ 第33条 （略） （外国法人の特例） 第33条の2 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>次</u>に規定するところによる。 <u>一</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>二</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>三</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>四</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 第34条 ～ 第40条 （略） （存続条項） 第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 <u>第3条第2項から第4項まで、第4条、第6条、第8条、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条第3項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条第3項から第6項まで、第24条の2から第27条まで、第30条、第31条、第32条から第34条まで、第36条から第38条まで、第38条の2第1項から第6項まで、第39条並びに第40条第1項第三号</u> 三 （略） 第42条 ～ 第44条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略）	を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 第34条 ～ 第40条 （略） （存続条項） 第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第4条、第19条、第20条第3項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条の2、<u>第25条、第25条の2</u>、第31条、第32条から第34条まで、第36条、<u>第38条</u>、第38条の2第1項から第6項まで並びに第40条第1項第三号 三 （略） 第42条 ～ 第44条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略）

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第41条第1項第二号及び第43条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の約款第20条の規定は、2025年度事業から適用する。また、改正後の約款第33条の2の規定は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> （2）様式 （略） （3）<u>別紙</u> <u>別紙1－1 経費発生調書</u> 別紙1－2 ～ 別紙6－2 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙11 ～ 別紙12－1 （略） <u>別紙12－2 エフォート証明書</u> 別紙13 ～ 別紙17 （略）	附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第41条第1項第二号及び第43条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>（新設）</u> （2）様式 （略） （3）<u>実証事業契約約款別表</u> <u>別紙1－1 経費発生調書</u> 別紙1－2 ～ 別紙6－2 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙11 ～ 別紙12－1 （略） <u>別紙12－2 エフォート証明書</u> 別紙13 ～ 別紙17 （略）

実証事業委託契約標準契約書（新）				実証事業委託契約標準契約書（旧）			
（４）実証事業委託費積算基準 第 1 （略） 表				（４）実証事業委託費積算基準 第 1 （略） 表			
項 目			（摘 要）	項 目			（摘 要）
大 項 目	中 項 目	内 容		大 項 目	中 項 目	内 容	
I. 機械装置等費	(略)	(略)	(略)	I. 機械装置等費	(略)	(略)	(略)
II. 労務費	(略)	(略)	(略)	II. 労務費	(略)	(略)	(略)
III. その他経費	1. 消耗品費	(略)	(略)	III. その他経費	1. 消耗品費	(略)	(略)
	2. 旅費	(略)	(略)		2. 旅費	(略)	(略)
	3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費			3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の諸負外注に係る経費	
	4. 諸経費	(略)			4. 諸経費	(略)	
IV. 間接経費		(略)	(略)	IV. 間接経費		(略)	(略)
V. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)	V. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)
第 2 （略）				第 2 （略）			
第 3 （略）				第 3 （略）			